

登米市コールセンター立地促進特別奨励金交付要綱

平成18年11月2日
告示第234号

(趣旨)

第1条 市は、コールセンターの立地を促進し、雇用の機会の増大及び市民所得の向上を図り、市民生活の安定向上に資するため、市内にコールセンターを新設、移転又は増設する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、予算の範囲内において登米市コールセンター立地促進特別奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、登米市補助金等交付規則(平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コールセンター コンピュータ等の設備と電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1項に規定する電気通信を利用して、集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所をいう。
- (2) 常時雇用者 コールセンターを設置する企業に雇用される労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第21条各号に規定される者を除く。以下同じ。)のうち、次の要件のいずれも満たす者をいう。
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第106号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(同法第13条第1項第1号に規定する短時間労働被保険者を除く。以下同じ。)である者又は一般被保険者になることが見込まれる者
 - イ 市内に住所を有する者
- (3) 新規常時雇用者 コールセンターの新設、移転又は増設に伴い新たに雇用された常時雇用者をいう。
- (4) 短時間労働者 コールセンターを設置する企業に雇用された労働者のうち、次の要件のいずれも満たす者をいう。
 - ア 短時間労働被保険者である者又は短時間労働被保険者になることが見込まれる者
 - イ 市内に住所を有する者
- (5) 新規短時間労働者 コールセンターの新設、移転又は増設に伴い新たに雇用された短時間労働者をいう。
- (6) 派遣労働者 コールセンターに関する業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。)第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う事業主又はこれに準ずる事業主(以下「派遣事業者等」という。)に雇用された上で、コールセンターに勤務する労働者のうち、次の要件のいずれも満たす者をいう。
 - ア 派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳等において、一般被保険者又は短時間労働被保険者であることが確認できる者及び一般被保険者又は短時間労働被保険者になることが見込まれることが確認できる者
 - イ 市内に住所を有する者
- (7) 新規派遣労働者 コールセンターの新設、移転又は増設に伴い、派遣事業者等に新たに雇用された派遣労働者をいう。
- (8) 投下固定資産額 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1項第9号の固定資産課税台帳に登録された事業所を構成する固定資産で、かつ、当該事業所を開設

する企業が所有する固定資産に係る事業所の開設の日の翌年の1月1日現在における固定資産税の課税標準額のうち、土地を除く家屋及び償却資産の合計額をいう。

(9) 通信回線使用料 コールセンターにおいて電気通信を使用した場合における料金をいう。

(交付対象事業所)

第3条 奨励金の交付の対象となるコールセンター（以下「交付対象事業所」という。）は、新設、移転により営業を開始した日から3か月を経過した時点において、新規常時雇用者、新規短時間労働者及び新規派遣労働者（以下「新規雇用者」という。）の数が20人を超える事業所並びに増設に伴い20人を超えて増加した新規雇用者の数が6か月以上継続している事業所であって、市長が指定したものとする。

2 前項の規定における新規短時間労働者及び新規派遣労働者の数については、その者の1週間の所定労働時間を、交付対象事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に換算して得られる人員数とする。

(指定の申請)

第4条 前条の奨励金交付対象事業所の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、事業所の新設又は移転の場合は営業を開始する日から起算して30日前までに、増設の場合は増設に伴う計画に着手する日までに、奨励金交付対象事業所指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業の概要を明らかにする書類
- (2) 事業所の概要を明らかにする書類
- (3) 法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款の写し
- (4) 最近3年分の事業報告書及び決算書

(指定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、奨励金交付対象事業所指定通知書（様式第2号）又は奨励金交付対象事業所指定不承認通知書（様式第2号の2）によって行うものとする。

(奨励金の額)

第6条 市長は、事業所の新設若しくは移転による営業を開始した日から3か月を経過した時点又は増設による営業を開始した日から6か月を経過した時点における20人を超える新規雇用者の数に応じた奨励金を交付するものとし、その額は、新規常時雇用者1人当たり30万円、新規短時間労働者並びに新規派遣労働者1人当たり24万円にそれぞれの雇用者の数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により奨励金の交付を受けたコールセンターにおいて、新たに新規雇用者を20人を超えて雇用した場合には、20人を超えた数に応じた奨励金を交付するものとする。

3 市内でコールセンターを移転したときにあつては、移転後のコールセンターにおける常時雇用者、短時間労働者及び派遣労働者（以下「雇用者」という。）の数から、移転前のコールセンターにおける雇用者の数を差し引いて得られた雇用者の数のうち新規雇用者分を交付対象とし、その額は第1項の規定によるものとする。

4 前各項の規定によるほか、新設、増設又は移転により設置された交付対象事業所における次の各号の運営経費に応じて、それぞれ当該各号に定める奨励金（以下「加算奨励金」という。）を交付するものとする。

- (1) 投下固定資産額 事業所開設の日の1月1日現在における固定資産税の課税標準額のうち、土地を除く家屋及び償却資産の合計額に10分の1を乗じて得た額を交付し、5千万円を交付の限度額とする。
 - (2) 年間の建物賃借料、駐車場賃借料及びコールセンター業務に利用する設備機器賃借料の合計額（建物及び駐車場の賃借に付随する諸経費を除く。）2分の1を乗じて得た額を2年間交付し、単年度当たり2千万円を交付の限度額とする。ただし、増設にあっては当該年に支払った額から前年に支払った額を控除して得た額を対象額とする。
 - (3) 常時雇用者への登用についての社内制度をあらかじめ整備しているコールセンターにあって、新設又は移転を行った日から1年以内に、短時間労働者及び派遣労働者が常時雇用者に雇用替えとなった場合 当該常時雇用者の数に6万円を乗じて得た額を交付し、5百万円を交付の限度額とする。
 - (4) 年間の通信回線使用料 6分の1を乗じて得た額の2か年分を交付し、2千万円を交付の限度額とする。ただし、増設にあっては当該年に支払った額から前年に支払った額を控除して得た額を対象額とする。
- 5 前項の規定で算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 6 申請者が、奨励金及び加算奨励金の交付対象となる雇用者、投下固定資産額及びその他の経費を対象として県から奨励金及び加算奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第1項及び第5項の交付額の合計額から奨励金及び加算奨励金以外の補助金等の額を減じた額を交付するものとする。

（交付の申請等）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
 - (2) 新規雇用者一覧表（様式第5号）
 - (3) 奨励金の交付の対象が新規派遣労働者である場合にあっては、労働者派遣事業を行う事業主との労働者派遣契約書等の写し
 - (4) 市内において移転する場合又は増設する場合にあっては、移転・増設前の雇用者一覧表（様式第6号）
- 2 加算奨励金の交付を受けようとする者は、市長が指定した期日までに、加算奨励金交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 前条第4項第1号の規定に係る加算奨励金にあっては、固定資産評価証明書
 - (2) 前条第4項第2号の規定に係る加算奨励金にあっては、建物及びコールセンターに関する業務に利用する設備機器の賃貸借契約書の写し
 - (3) 前条第4項第3号の規定に係る加算奨励金にあっては、短時間労働者及び派遣労働者が常時雇用者に雇用替えとなったことを証する書類及び雇用替えに関する社内規定の写し
 - (4) 前条第4項第4号の規定に係る加算奨励金にあっては、営業開始の日の属する月の翌月から1年分の通信回線使用料請求書の写し
 - 3 奨励金交付申請書及び加算奨励金交付申請書は、規則第13条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第4条の規定により奨励金又は加算奨励金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付の決定の通知を受けた者」という。）が、次の各号に該当することが明らかに

なった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (1) 虚偽の方法により奨励金又は加算奨励金の交付を受けた場合
 - (2) 奨励金又は加算奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年以内に、交付の決定の対象となったコールセンターの営業を中止し、廃止し、又は縮小した場合
 - (3) 奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年以内に、当該奨励金の交付の対象となった雇用者の数が著しく減少した場合
- 2 前項の場合において、市長は、奨励金又は加算奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 奨励金の交付の決定の通知を受けた者は、当該奨励金の交付申請時の新規雇用者の内容を証するものとして、次に掲げる書類を備え付けなければならない。
 - (1) 奨励金の交付の対象が新規常時雇用者及び新規短時間労働者である場合
 - ア 当該労働者ごとの雇用契約書の写し
 - イ 当該労働者ごとの雇用保険への加入状況を証する書類
 - ウ 当該労働者ごとの住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類
 - (2) 奨励金の交付の対象が新規派遣労働者である場合にあっては、派遣先管理台帳の写し等新規派遣労働者ごとの住所及び雇用保険への加入状況を証する書類

(奨励金の確定)

第9条 奨励金及び加算奨励金の交付の決定通知は、規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知を兼ねるものとする。

(書類の提出等)

第10条 この要綱により市長あてに提出する書類の部数は各1部とし、産業経済部商工観光課に提出するものとする。

(雇用状況の報告)

第11条 交付決定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日が属する年度から5か年度間各年度末に、当該交付の対象となったコールセンターの雇用状況等について、コールセンター雇用状況報告書(様式第8号)により報告しなければならない。

2 前項の規定によるほか市長は、必要に応じて交付決定の通知を受けた者に対し、当該通知を受けた日が属する年度から5か年度間交付の対象となったコールセンターの雇用状況等について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年11月2日から施行し、平成18年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この告示は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に適用するものとする。